

都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針

平成 24 年 3 月

大 阪 府

目次

はじめに	3
第1章 現状	4
1 府域における都市計画公園・緑地の現状	4
2 一人当たりの都市公園面積	5
3 みどりに対する府民の意識	6
第2章 背景	7
1 上位計画	
1-1 大阪府国土利用計画（第四次）	7
1-2 北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープラン	8
1-3 みどりの大阪推進計画	9
2 社会経済情勢	
2-1 人口減少および少子高齢化	10
2-2 都市公園事業費	11
2-3 社会資本整備審議会における動向	12
2-4 東日本大震災	13
2-5 都市環境の悪化	14
第3章 見直しの必要性、方向性	15
1 長期の都市計画制限に係る訴訟提起	15
2 建築制限による許可申請状況	16
3 都市計画公園・緑地の見直しに係る上位計画による位置づけ	17
3-1 北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープラン	17
4 見直しの方向性	18
第4章 見直しの対象範囲	19
1 都市公園の整理	19
2 府営公園の現状	20
3 対象公園とその概要	21
第5章 評価方法	23
1 みどりの効果	23
2 評価方法の整理と概念図	26
3 見直しの流れ（フロー）	28
第6章 評価の進め方	31
1 公園緑地としての必要性の評価	31
2 公園緑地機能の代替性の評価	37
3 公園緑地としての実現性の評価	44
4 新たな土地利用に対する配慮についての検討	46
5 今後の運用について	48
資料	49
1 検討の流れ	50
2 都市計画公園・緑地（府営公園）見直し検討委員会	50
3 評価カルテ	51
4 （参考）府営公園の成り立ちと役割	54

はじめに

都市計画公園・緑地は、都市の発展を計画的に誘導し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を行うことを目的として都市計画決定される都市施設の一つです。

大阪府における都市計画公園・緑地は、戦前より順次都市計画決定され、高度経済成長期を経て、その数を増やしながらか整備を進めてきたものの、その後の経済情勢による財政の制約により、計画決定後未着手となっているものが数多く存在しています。これは、都市計画による建築制限が長期化していることと同時に、本来必要なみどりが確保できない状態が長期化しているとも言えます。

また、大阪府では平成 21 年 12 月に「みどりの大阪推進計画」を策定し、府域の緑地 4 割確保や市街化区域の緑被率 20%の確保、みどりがあると感じる府民の割合を 5 割から 8 割にするなどの目標を掲げ、あらゆる施策を総動員して「みどりの風を感じる大都市大阪」を目指しており、「みどり」は、ますます重要視されています。

都市計画公園・緑地においては、防災・景観形成など、その公園・緑地に求められる多様なみどりの機能を早期に発現させるために、これまでの手法ではない新たなみどりの確保策を見出すことが喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、大阪府では、未着手の都市計画公園・緑地の見直しについて、単に都市計画公園・緑地だけでなく施設緑地や地域制緑地を一体的に評価する仕組みを検討する旨、北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープラン（平成 23 年 3 月）に明記したところです。

本方針は、大阪府全体の都市計画公園・緑地の現状を把握した上で、上記のような課題を踏まえ、府域のみどりの骨格となる『府営公園』について見直しを行うための、基本的な方針を示すものです。

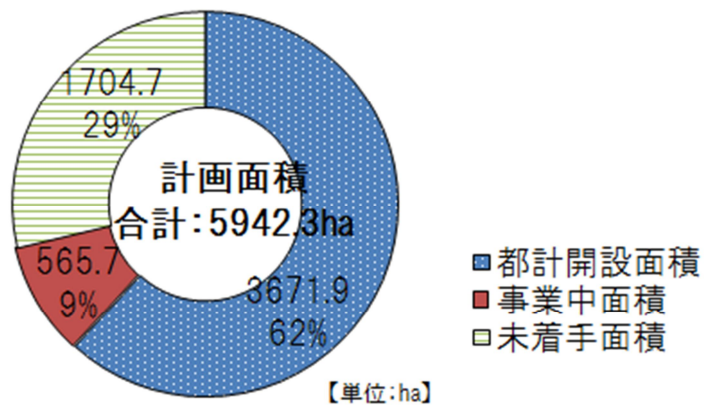
第1章 現状

1 府域における都市計画公園・緑地の現状

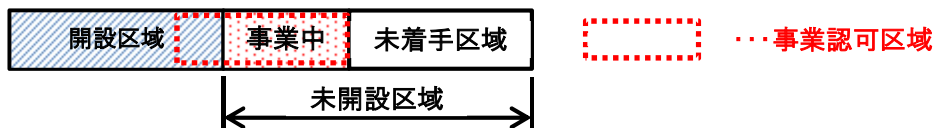
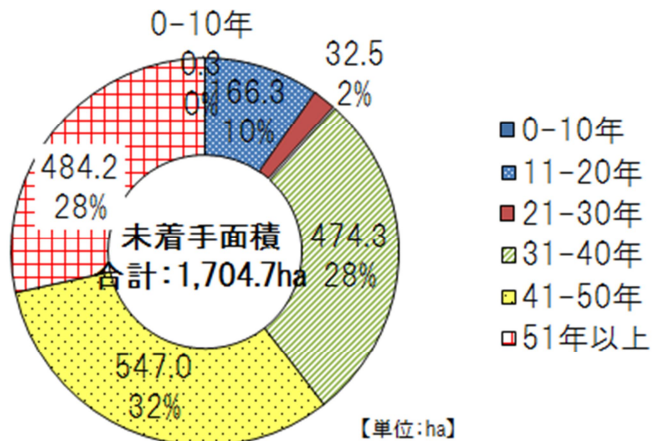
大阪府域における市町村公園・緑地も含めた全ての都市計画公園・緑地の状況は、平成22年3月末時点において、都市計画公園・緑地約5,942haのうち、約3割にあたる1,705haが未着手となっています。

そのうち、都市計画決定後30年以上経過しているものの面積は、88%を占めています。

図表1 大阪府域における都市計画公園・緑地の状況(平成22年3月末時点)
※府営公園・国営公園含む



図表2 未着手区域における都市計画決定経過年数の状況(平成22年3月末時点)
※府営公園・国営公園含む



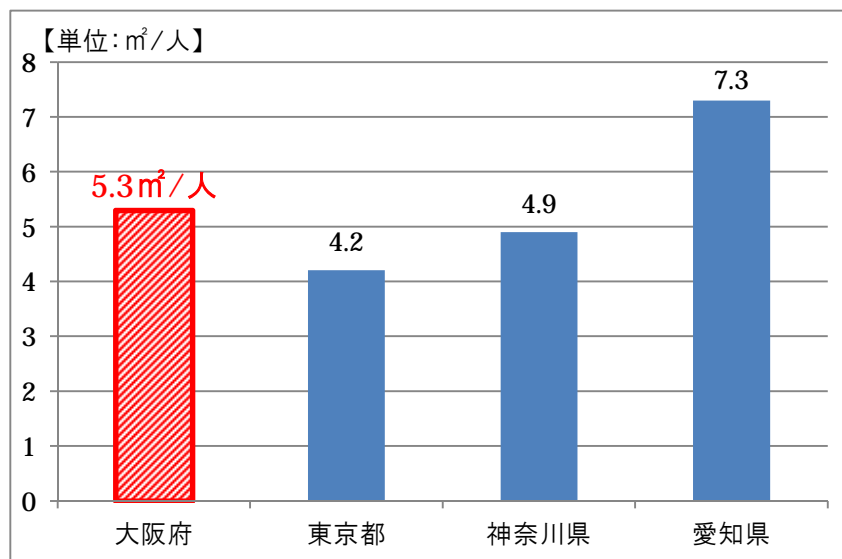
2 一人当たりの都市公園面積

平成22年3月時点での大阪府の住民一人当たりの都市公園面積は5.3㎡（政令市含む）であり、3大都市圏では愛知県の7.3㎡に比べ低いものの東京都や神奈川県よりは若干高い状況です。

都市公園法施行令において、都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は10㎡以上とされており、それにはまだ及ばない状況です。ただし、平成23年11月の都市公園法施行令の改正により、この標準は参考に斟酌するとなり、府及び市町村の裁量による水準規定が条例に委任されることとなりました。

大阪府は、緑地の確保目標について、後述の「みどりの大阪推進計画」において、その前身計画である「大阪府広域緑地計画」に掲げていた施設緑地の一人当たり面積目標をとりやめ、施設緑地と地域制緑地を合算した目標に一本化しました。これに伴い、施設緑地の一部である都市公園においても、水準の必要性を含めて大阪府都市公園条例の改正を検討する必要があります。（平成24年度改正予定）

図表3 一人あたり都市公園開設面積比較表(平成22年3月末時点)



都市公園法施行令
技術的基準【一人あたり10.0㎡/人以上】を標準値



平成23年11月の都市公園法施行令改正により
技術的基準の標準値は参考斟酌値となった

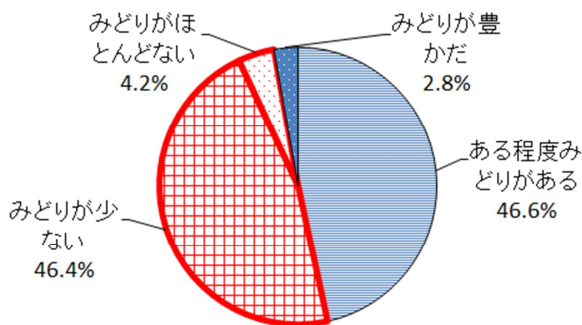
3 みどりに対する府民の意識

大阪府域全体のみどりについて府民の意識は「少ない」、「ほとんどない」と感じる府民が約5割、都市部のみどりについては、約8割の府民が「少ない」、「ほとんどない」と感じています。

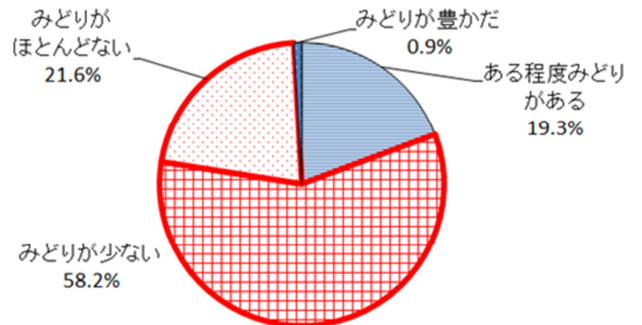
みどり豊かな都市づくりを行うためには府民は、「木陰で快適に歩ける歩道」や「公園などのくつろげる空間」、「水辺に親しみやすくする」ことなどの公共側の取り組みに加えて、「山や海の自然環境を守る」ことや「建物の壁面や屋上を緑化する」ことなど民間とも協働したみどりへの取り組みが必要だと考えています。

図表4 みどりに対する府民の意識

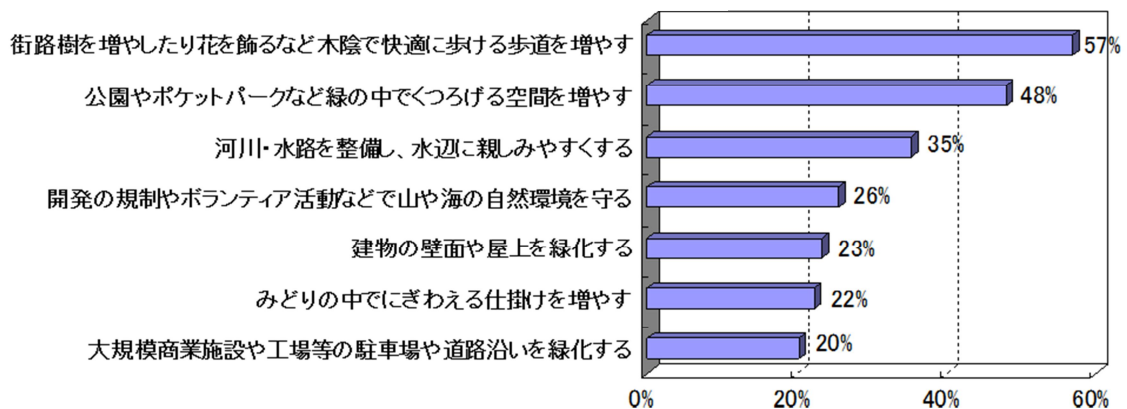
●大阪府域全体のみどりについてどう感じているか



●大阪府域の都市部のみどりについてどう感じているか



●みどり豊かな大阪にしていくために、必要だと思う主な取組は



【出典：大阪府政策マーケティングリサーチ 2009.07 調査】